

## 一時預かり事業勤務証明書

## 1 勤務者氏名及び生年月日

氏名 \_\_\_\_\_

昭和 ・ 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

## 2 事業の種類 ※「裏面の事業の種類について」を参照し、該当の番号を記入してください。

\_\_\_\_\_番

## 3 設置者（法人等名称） \_\_\_\_\_

## 4 届出年月（昭和・平成・令和） \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月

## 5 施設の名称・住所・勤務期間等

名称	住所	勤務期間		総勤務時間数
		自	昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月	
		至	昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月	時間
		計	年 月	

※勤務期間及び総勤務時間数について

①平成3年4月1日以降の高等学校卒業（保育科は平成8年4月1日以降の卒業）で、2年以上の勤務経験者の場合 → 2年以上の勤務で総時間数が 2,880 時間以上を満たすこと。

②5年以上の勤務経験者の場合 → 5年以上の勤務で総時間数が 7,200 時間以上を満たすこと。

※複数の施設で勤務経験がある場合は、通算した勤務期間及び総時間数が要件を満たしていれば、受験資格を認定することができます。①または②の要件を満たしていることが分かるよう、それぞれの施設ごとに勤務証明書を作成してください。

上記の者は、2に掲げる事業にて児童の保護に従事していたことを証明します。

年 月 日

法人名 \_\_\_\_\_

職名・氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

公印

※公印は法人印又は職名印を押印ください。

※証明書の記載内容を確認するため、連絡をする場合があります。

「事業の種類について」

- ①児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業

【 適用期間：平成27年4月1日から 】

- ②「一時預かり事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第28号）に規定する「一時預かり事業」

【 適用期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日まで 】

- ③「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について」（平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号）に規定する「一時預かり事業」

【 適用期間：平成24年4月1日から平成26年3月31日まで 】

- ④「平成23年度子育て支援交付金の対象事業等について」（平成23年9月30日雇児発0930第1号）に規定する「一時預かり事業」

【 適用期間：平成23年4月1日から平成24年3月31日まで 】

- ⑤「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」（平成20年11月28日雇児発第1128003号）に規定する「一時預かり事業」

【 適用期間：平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 】

- ⑥「保育対策等促進事業の実施について」（平成12年3月29日児発第247号）に規定する「一時預かり事業」

【 適用期間：平成17年4月1日から平成22年3月31日まで 】

- ⑦「特別保育事業の実施について」（平成7年4月25日児発第445号）に規定する「一時預かり事業」

【 適用期間：平成7年4月1日から平成17年3月31日まで 】

- ⑧「一時的保育事業の実施について」（平成2年6月15日児発第508号）に規定する「一時預かり事業」

【 適用期間：平成2年4月1日から平成7年3月31日まで 】

書類作成上、ご不明な点は神奈川県次世代育成課までお問合せください。  
神奈川県次世代育成課 電話045-285-0341  
月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時15分（祝日を除く）